

すべての子どもたちが、笑顔で成長していくために。  
 すべての家庭が安心して子育てでき、育てる喜びをかんじられるために。  
**平成27年の春、「子ども・子育て支援新制度」が本格スタートしました。**  
 内閣府・文部科学省・厚生労働省

◆こんな取組みを進めていきます！

- 1 幼稚園と保育所のいいところをひとつにした「認定こども園」の普及を図ります。
- 2 保育の場を増やし、待機児童を減らして、子育てしやすい、働きやすい社会にします。
- 3 幼児期の学校教育や保育、地域の様々な子育て支援の量の拡充や質の向上を進めます。
- 4 子どもが減ってきている地域の子育てもしっかり支援します。

「子ども・子育て支援新制度」では、消費税増税分を活用して子育てを社会全体で支えます。

**支援の量を拡充！**

必要とするすべての家庭が利用できる支援を目指します。

**利用できる主な支援**

仕事や介護などで子どもをみられない日が多い	0~2歳	3~5歳
	保育所 認定こども園 小規模保育 など	保育所 認定こども園 など
ふだん家にいて子どもと一緒に過ごす日が多い	0~2歳	3~5歳
	一時預かり 地域子育て 支援拠点 など	幼稚園 認定こども園 など

**支援の質を向上！**

子どもたちがより豊かに育っていける支援を目指します。

**主な改善例**

**幼稚園や保育所、認定こども園等の職員配置の改善**  
 子どもたちにより目が行き届くように、職員1人が担当する子どもの数を改善します。  
 ※例えば、3歳の子どもと職員の割合を現行の20人に対して1人(幼稚園は35人に対して1人)から、15人に対して1人にする等

**幼稚園や保育所、認定こども園等の職員の処遇改善**

職員の処遇改善を行い、職場への定着及び質の高い人材の確保を図ります。

**新制度で増える教育・保育の場 幼稚園・保育所に加えて「認定こども園」の普及を図ります。**

小学校就学前の施設としては、これまで幼稚園と保育所の2つが多く利用されてきました。新制度では、幼稚園と保育所に加えて、両方の良さをあわせ持つ、「認定こども園」の普及を、地域の実情に応じて図ります。

<p><b>幼稚園</b> 3~5歳</p> <p>小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校</p> <p>利用時間 昼過ぎ頃までの教育時間のほか、園により教育時間前後や休業中の教育活動(預かり保育)などを実施</p> <p>利用対象 制限なし。</p>	<p><b>保育所</b> 0~5歳</p> <p>就労などのために家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設</p> <p>利用時間 夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施。</p> <p>利用対象 共働き世帯など、家庭で保育のできない保護者。</p>
<p><b>教育と保育を一体的に行う施設</b></p> <p>・幼稚園と保育所の機能や特徴を合わせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。                  ・新制度では、認可手続きの簡素化などにより、新たな設置や幼稚園・保育所からの移行をやすくし、さらに普及を図っていきます。</p>	<p><b>認定こども園</b> 0~5歳</p> <p>★3つのポイント</p> <p>①保護者の働いている状況にかかわらず、3~5歳のどのお子さんも、教育・保育を一緒に受けます。</p> <p>②保護者が働くなつたなど、就労状況が変わった場合も、通い慣れた園を継続して利用できます。</p> <p>③子育て支援の場が用意されていて、園に通っていない子どものご家庭も、子育て相談や親子交流の場などに参加できます。</p>

※0~2歳のお子さんが認定こども園に通園する場合は、保育の認定を受ける必要があります。

**新制度の利用にあたって 施設などの利用を希望する保護者の方に、利用のための認定を受けていただきます。**

新制度では、お住まいの市町村による3つの区分の認定に応じて、幼稚園、保育所、認定こども園などの利用先が決まっていきます。お住まいの市町村や施設などから提供される情報をよくご確認ください。

3つの認定区分	1号認定	教育標準時間認定	満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望される場合▶幼稚園・認定こども園
	2号認定	満3歳以上・保育認定	満3歳以上で「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合▶保育所・認定こども園
	3号認定	満3歳未満・保育認定	満3歳未満で「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合▶保育所・認定こども園



**認定について**

保育所・認定こども園などでの「保育」を希望する(2号・3号認定を受ける)場合は、保育の必要な事由に該当することが必要です。

保育所・認定こども園などでの「保育」を希望される場合の保育認定(2号・3号認定)に当たっては、以下の3点が考慮されます。

**1 保育を必要とする事由**

次のいずれかに該当することが必要です。

- 就労(フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働など、基本的にすべての就労を含む)
  - 妊娠、出産
  - 保護者の疾病、障害
  - 同居又は長期入院等している親族の介護、看護
  - 災害復旧
  - 求職活動(起業準備を含む)
  - 就学(職業訓練校等における就業訓練を含む)
  - 虐待やDVの恐れがあること
  - 育児休業取得中に、すでに保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
  - その他、上記に類する状態として市町村が認める場合
- ※同居親族の方が子どもを保育することができる場合、利用の優先度が調整される場合があります。

**2 保育の必要量**

就労を理由とする利用の場合、次のいずれかに区分されます。

- A 「保育標準時間」利用** ⇒フルタイム就労を想定した利用時間(最長11時間)
- B 「保育短時間」利用** ⇒パートタイム就労を想定した利用時間(最長8時間)

※「保育短時間」利用が可能となる保護者の就労時間の下限は、1ヶ月当たり48~64時間の範囲で、市町村が定めることとなります。

**3 「優先利用」への該当の有無**

ひとり親家庭、生活保護世帯、生計中心者の失業、お子さんに障害がある場合などには、保育の優先的な利用が必要と判断される場合があります。

具体的な運用は市町村において順次検討が行われます。詳細は、お住まいの市町村におたずねください。

**◆保護者のみなさんの働き方と子育ての状況にあわせて、例えばこんな支援が利用できます。**

<p>育休が明けたら、仕事もしっかり頑張りたい！</p>	<p><b>両親ともフルタイムの共働き世帯(もしくはひとり親家庭でフルタイム)の場合</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○認定こども園</li> <li>○保育所</li> <li>○幼稚園+一時預かり※満3歳以上の場合</li> </ul>	<p>○小規模保育等 ※満3歳未満の場合</p> <p>保育の利用は「保育標準時間(最長11時間)」利用が基本となります。</p>
<p>週3日のパートのときだけ、預かり保育をしてほしい...</p>	<p><b>両親のどちらかがパートタイムの共働き世帯(もしくはひとり親家庭でパートタイム)の場合</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○認定こども園</li> <li>○保育所</li> <li>○幼稚園+一時預かり※満3歳以上の場合</li> </ul>	<p>○小規模保育等 ※満3歳未満の場合</p> <p>保育の利用は「保育標準短時間(最長8時間)」利用が基本となります。</p>
<p>子どもはまだ小さいし、ゆっくり子育てを楽しみたい</p>	<p><b>両親のどちらかが専業主婦(夫)の世帯の場合</b></p> <p>【施設を利用】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○認定こども園</li> <li>○幼稚園</li> </ul> <p>※満3歳以上の場合</p>	<p>【在宅で子育て】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域の子育て支援</li> <li>・地域子育て支援拠点や認定こども園などの子育て支援</li> <li>・一時預かり</li> </ul>

**◆保育の必要性の認定の有効期間**

保育の必要性の事由にもよりますが、2号認定については小学校就学前まで、3号認定については満3歳の誕生日までが基本となります。

お住まいの地域で実際どのような支援が提供されるかは、お住まいの市町村におたずねください。



**利用者負担について**

**新制度における保育料は、国が定める上限額の範囲内で、各市町村が決めます。**

保育料の上限額は、おおむね現行の私立幼稚園・保育所の実質的な利用者負担の水準と同程度としています。※詳細については、お住まいの市町村や入園を希望される園におたずねください。

## 認定こども園など施設についてのQ&A

### Q 認定こども園のメリットは何ですか？

**A** 認定こども園とは、教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さをあわせて持つところです。保護者が働いている、いないに関わらず利用でき、保護者の就労状況が変化した場合でも、通いなれた園を継続して利用できることが大きな特徴です。また、認定こども園には子育て支援の場が用意されており、園に通っていない子どもの家庭も、子育て相談や親子の交流の場への参加などを利用することができます。



### Q 幼稚園の預かり保育を利用していますが、今後は利用できなくなってしまうのですか？

**A** 幼稚園の預かり保育は、新制度では「一時預かり」として、従来と同じようにご利用いただけます。なお、利用料などは変更になることがありますので、園におたずねください。新制度では、こうした幼稚園における主に園児を対象とした一時預かりのほか、保育所や認定こども園などでの一時預かりを充実するとともに、子育ての家庭のニーズに合わせて利用しやすくしていきます。

## 保育の必要性などの認定についてのQ&A

### Q 幼稚園や認定こども園の「教育標準時間」利用希望の場合も、保育の必要性の認定を受ける必要がありますか？

**A** 新制度のもとでは、施設などを利用する保護者の方に3つの区分による認定を受けていただき、幼稚園や認定こども園の「教育標準時間」を利用される場合は、1号認定を受けていただくことになります。ただし、認定に当たって、従来の幼稚園利用と異なる条件が生じたりすることはありません。1号認定は、基本的には、入園の内定した園を経由して手続きができるようにする予定です。具体的な手続きについては、お住まいの市町村におたずねください。



### Q 認定の有効期間は何年ですか。有効期間の途中で認定事由に該当しなくなった場合はどうなりますか？

**A** 教育標準時間認定(1号認定)の有効期間は3年間(小学校就学前まで)を基本とします。保育認定有効期間についても3年間(2号認定は小学校就学前まで、3号認定は満3歳の誕生日まで)を基本としつつ、保育の必要性の認定を受ける事由に該当しなくなった場合は、その時点までとします。ただし、求職活動が事由である場合については、90日を基本的な有効期間として取り扱います。また、現況届は、認定事由に該当していることの確認や利用者負担の決定の必要性を踏まえ、1年に1回を基本に求めることとします。

### Q 3号認定の子どもが満3歳になった場合、何か手続きは必要ですか。また、保育料はどうなりますか？

**A** 満3歳になり、3号認定から2号認定になる際は、市町村が認定の変更を行うので、保護者が改めて保育の必要性の認定を申請する必要はありません。また、満3歳になった年度中の保育料は、3号保育料のままとなり翌年度から2号の保育料となります。尚、認定こども園の園児が満3歳となったときは、教育標準時間の利用に一時預かりを組み合わせることもできます。その場合は、1号認定に変更する手続きをしてください。変更後は、1号の保育料と一時預かりの利用料を負担していただくことになります。



## 利用手続きや利用料についてのQ&A

### Q 新制度では、入園手続きはどうなりますか？

**A** 新制度での手続きについては、これまでの制度と手続きの時期や流れが大幅に変わるわけではありません。ただし、3つの区分による認定を受けることや、認定を受けた場合は認定証が交付されること、必要に応じて市町村による利用の調整やあっせんが受けられることなど、従来の手続きとは異なる点があります。お住まいの市町村から提供される情報入手し、ご不明な点は市町村におたずねください。



### Q 新制度の保育料のしくみはどうなるのですか？

**A** 新制度における保育料は、国が定める上限額の範囲内で、それぞれの市町村が定めます。従って、同じ認定区分と階層区分であれば、基本的に同じ市町村内のどの施設・事業所でも同一の保育料となります。また、施設・事業所が独自に設定する給食費、スクールバス代等の実費負担や、教育・保育の質向上を図る上で必要となる上乗せ利用料が別途ある場合もあります。幼稚園・認定こども園は、直接施設に保育料等の費用を支払うことになります。詳しくはお住まいの市町村又は園におたずねください。

### Q 新制度では、保育料は毎年同額になるのでしょうか。

**A** 保育料は、市町村民税額をもとに毎年決定されることになり、保育料の切り替え時期は、毎年9月になります(8月以前は前年度分、9月以降は当年度分の市町村民税額により保育料が決定)。前年度の収入の変動に伴い、保育料の階層区分に変更が生じた場合は、9月から新しい保育料となります。

### Q 保育の標準時間認定(最長時間11時間)とは、保育標準時間の認定を受けた場合、子どもを預け始めた時間から最大で11時間は追加料金がかからないで子どもを預けることができるということでしょうか。

**A** 保育標準時間認定の11時間とは、各施設・事業者が定める通常保育を行っている時間帯のことです。従って、この時間帯の範囲内であれば最長11時間まで追加料金なしで子どもを預けることができますが、どの時間からも11時間は追加料金なしで子どもを預けることができるということではありません。(例:7:30~18:30までの11時間を設定している施設で、子どもを8時から預ける場合、毎月の保育料の範囲内で保育を受けることができるのは18:30までとなります。)利用している施設が延長保育事業を実施している場合は、通常保育時間を超えて、延長保育を利用することができます。その場合、延長保育料を負担していただく必要があります。



## 子ども・子育て支援新制度ガイド

2014. 9月現在



SNSでも新制度に関する情報を随時発信しています

[https://twitter.com/sukusuku\\_japan](https://twitter.com/sukusuku_japan)  
内閣府 子ども・子育て支援新制度 ツイッター 検索

<https://www.facebook.com/sukusuku.japan>  
内閣府 子ども・子育て支援新制度 フェイスブック 検索

新制度の詳細内容を知りたい方は

「内閣府子ども・子育て支援新制度」のホームページをご参照ください。  
<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/index.html>  
内閣府 子ども・子育て支援新制度 検索

お問い合わせ先  
●内閣府 子ども・子育て支援新制度施行準備室 Tel.03-5253-2111(代表)

★このリーフレットは、内閣府子ども・子育て支援新制度「なるほどBOOK」を抜粋編集したものです。

(学)双羽学園 認定こども園双羽幼稚園